

病院薬剤部卒後臨床研修薬剤師内規

－ 抜 粋 －

（目 的）

第 1 条 この規程は、大阪医科大学附属病院で卒後臨床研修を行う薬剤師（以下「臨床研修薬剤師」という）に関して必要な事項を定める。

（資 格）

第 2 条 臨床研修薬剤師となることができる者は、薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を得た者のうち、病院長が適当と認めた者とする。

2 第 1 項の資格を有し、書類審査、面接試験、筆記試験に合格した者から採用する。

（定 員）

第 3 条 臨床研修薬剤師の定員は別途定める。

（研修期間）

第 4 条 臨床研修薬剤師の研修期間は 1 年以内とする。

2 研修上必要がある場合には、研修期間満了後 1 年以内を限度として更新する場合がある。その場合、研修期間は最長 2 年を限度とする。

3 研修時間は、それぞれについて別途定める。

（給 与）

第 7 条 臨床研修薬剤師の給与は月給*とし、理事長が定める。但し、欠勤日数は控除する。

第 8 条 賞与・退職金・退職年金は支給しない。

※現行 15 万円／月、日直・当直手当は別途支給。社会保険、雇用保険、労災保険適用。

以 上